

## 設計・施工プロセス専門部会

# 「下請企業の技術力等の評価とその活用について」 討議資料

平成18年11月15日

# 背景

## 【発注者懇談会中間取りまとめ(H18.9)】

### 4)下請企業(専門工事業者)を重視した調達

工事成績評価において下請企業の技術力等を評価し、優秀技術者を表彰する制度等の導入とその活用について検討する必要がある。

#### ✓工事の専門分業化

⇒下請(専門工事業者)の役割拡大

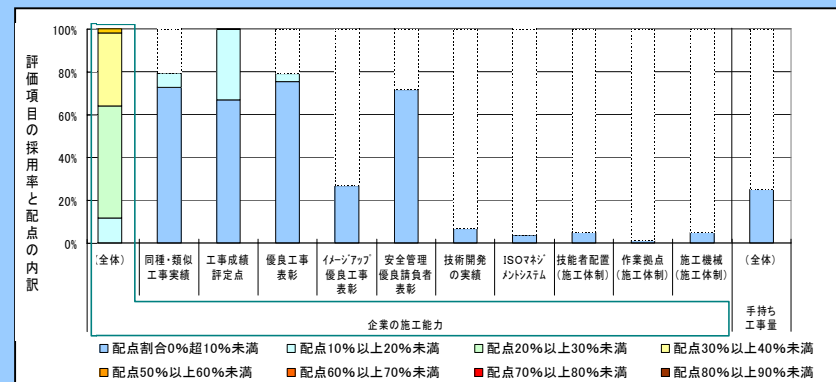
#### ✓ダンピング受注の増加

⇒下請業者へのしわ寄せ

下請企業のインセンティブの確保

## 【企業評価(元請)の現状】

- ・総合評価の評価項目として設定
- ・入札条件に設定 等



各評価項目の採用率と配点[総合評価(簡易型)]

- ・工事成績評価による下請技術力の評価
- ・下請企業及び技術者表彰制度

の導入とその活用について検討

## 下請企業表彰制度(北陸地整の例)

### 「優良工事における下請負者(専門工事業)の表彰」[H17年度～]

<p>制度目的</p>	<p>・建設工事における生産システムは、通常元請負者が工事全体のマネジメントを実施し、細分化された下請企業(専門技術を持つ技能労働者を抱えた下請企業)が直接工事を実施することが一般的となっている。</p> <p>・このことから、<b>優良工事(局長表彰)となった工事</b>について、<b>下請企業も当該工事の施工に貢献した企業として表彰するもの。</b></p>
<p>制度概要</p>	<p>・優良工事(局長表彰)となった<b>元請負者が工事完成に貢献した下請企業(最大3社)推薦</b> →事務所長等が表彰にふさわしいことを確認のうえ選定</p>
<p>対象企業 (下請負者)</p>	<p>・専門的な技術を取得した技能労働者を抱えた下請企業(マネジメント主体の企業は対象外)</p> <p>・建設業許可区分28業種のうち、土木一式、建築一式を除いた業種が基本</p> <p><b>【選定要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-安全管理、工程管理並びに出来形及び品質、出来ばえ等の施工管理が良好であること</li> <li>-創意工夫、コスト縮減、リサイクル等に積極的であること</li> <li>-優良工事施工に大いに貢献し他の模範となること</li> </ul>
<p>審査方法 (事務所等)</p>	<p>①施工体系図や技術者の配置・資格など<b>施工体制台帳に不備がないことを確認</b> (元請負者と下請負者の契約が適正であることを確認)</p> <p>②施工管理、出来形、品質、出来ばえ、創意工夫など<b>事実関係を工事書類で確認</b> (推薦理由に基づく下請負者の施工に関する貢献度が明確であることを確認)</p>
<p>調達段階での活用方法</p>	<p>調達段階での活用なし(表彰制度のみ)</p>

## (参考)品質コンテスト実施事例(近畿地整の例)

### 「公共構造物品質コンテスト(コンクリート構造物部門)」[H15年度～]

制度目的	専門業者及び元請業者を対象として品質に対する意識と技術の向上を目的として実施
対象構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により対象工事を事前に決定</li> <li>※100m<sup>3</sup>以上のコンクリート打設のある工事で以下の鉄筋、鉄骨及びプレストレスコンクリート構造物(鉄筋コンクリート擁壁、カルバート類、橋梁上・下部、トンネル覆工等)</li> </ul>
対象企業	・対象工事の施工に関わる <b>専門業者及び元請業者</b>
審査内容	<input type="checkbox"/> 書面審査(書面により審査) <input type="checkbox"/> 現場審査Ⅰ → <b>施工状況を職員が現場で審査(コンクリート打設時)</b> [審査内容]施工状況評価、品質管理評価 <input type="checkbox"/> 現場審査Ⅱ → <b>工事目的物を専門家・有識者が審査</b> [審査内容]出来ばえ評価、品質管理評価
選考方法	<b>選考委員会にて現場審査(Ⅰ、Ⅱ)の結果</b> 及び構造物の種類、規模、気象条件等による難易度を考慮し選考
調達段階での活用方法	・総合評価入札方式における次年度の技術審査で評価

# 論点

## ●今回議論して頂きたい論点

- ✓ 下請企業の評価を適切に行うための実施手法を如何にすべきか
- ✓ 下請企業の評価対象範囲を如何にすべきか

# 下請企業の表彰制度について

## ●下請企業表彰制度の方向性について

- 【概要】 元請業者の工事成績評定において一定以上等の工事（優良工事）において、品質向上に貢献した「**下請企業（専門工事業）**」及び「**主任（監理）技術者**」を表彰する。
- 【表彰対象】 **1次下請企業のうち下請契約金額2,500万円以上**の「専門工事業業者」及び当該工事の「主任（監理）技術者」を対象  
※専門工事業業者：建設業許可区分28業種のうち、土木一式、建築一式を除いた業種
- 【推薦方法】 当該工事の**元請業者が推薦**
- 【審査方法】 ①施工体制（技術者資格等）が適切であることを確認  
②出来形、品質、出来ばえを評価  
→**提出書類、工事書類、工事目的物の状況確認により審査**
- 【対象工事】 **全ての工事を対象**に「下請企業表彰制度」を適用

### （参考）活用方法のイメージ

- ・総合評価入札方式における技術審査での評価等を検討

# 下請企業の評価について

## 現状の工事成績評定(元請企業を評価)

別記様式第1

工事成績採点表〔完成、一部完成〕

平成 年 月 日 作成  
地方整備局 工事事務所

工事名		契約金額(最終)										工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										完成年月日 平成 年 月 日									
請負者名		主任監督員					総括監督員					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)									
審査項目		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																									
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																									
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15																				
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																				
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																									
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20					
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25					
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5						
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※ 1	+	(13)	0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※ 2	+	(7)	0																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※ 3						+	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点					± . . . 点														
評定点 (65 ± 加減点合計) ※ 1		① . . . 点					② . . . 点					③ . . . 点					④ . . . 点														
7. 評定点計		〇既済部分(中間)検査が... 〇既済部分(中間)検査がな... ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.2 = 点 但し ③ (既済・中間) が 2 回以上の場合 は 平均値 ⑤ : ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4 = 点																													
8. 法令遵守等 ※ 6		- . . . 点																													
9. 評定点合計 ※ 7		〇7. 評定点計 ( . . . 点) - 8. . . 点																													
所見 ※ 4		(主任監督員)					(総括監督員)																								

※1 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減点合計) - 8の評定(〇)  
 ※2 各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。  
 ※3 高度技術及び創意工夫の評定は工事全額を通じて、特に優れた技術等を評価する項目とする。評価にあたっては、創所長及び担当課長との協議をもって行うものとする。  
 ※4 社会性等の評定では地域への観点から、加減評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価の所見は必ず記載する。  
 ※5 各審査項目ごとの採点は、主任監督員は別紙-1①~別紙-1④、総括監督員は別紙-2①~別紙-2④の主任・総括監督員が記入する。  
 ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。  
 ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

- 評価項目ごとにa~eで評価(加減点有り)。
- 「高度技術」「創意工夫」「社会性等」等では、一定範囲内で**加点評価**。
- 「法令順守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生により**減点評価**。  
⇒65点を基準点とし加減点で評価

# 下請企業の評価について

## 工事成績評定による下請評価の方向性について

### □下請評価の導入にあたっての検討

#### ✓評価指標があるか

○現状の元請評価を基に評価指標は作成可能

#### ✓評価体制が整っているか

●現状の発注者体制では下請業者の施工状況等を十分に確認することは困難(下請重層化により評価対象企業が多い)

#### ✓調達段階での活用

●工事成績評定は加減点評価

⇒基準点以下の下請業者を排除出来るか

工事成績評定による下請評価の導入は当面検討が必要



# 下請企業の評価の方向性について

## 下請評価の導入について

### ●下請企業及び技術者表彰制度の導入

全ての工事を対象に導入を検討

### ●工事成績評定を活用した下請企業評価の実施

工事成績評定による下請評価の導入については**当面検討が必要**  
⇒表彰制度の導入を図りつつ検討  
(施工プロセス検査の実施状況を踏まえ検討)